

伐木等業務従事者
機械集材装置運転業務
伐木等機械運転業務 特別教育修了証再交付申請について
走行集材機械運転業務
簡易架線集材装置運転業務

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部交付の特別教育修了証を紛失や変更等により再交付を希望される方は、別紙申請書用紙に所要事項を記入押印し、下記事務所まで申し込んでください。

記

1. 申込先

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町4-1-3
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部（林材業労働災害防止協会京都府支部）

2. 添付書類

- (1) 写真2枚（申請書記載の大きさの上半身写真）
1枚を申請書に貼付、1枚を添付）
- (2) 本人確認書類（写し可）
免許証等、「氏名」「生年月日」「現住所」が確認できるもの
※住民票等はマイナンバー記載がないもの

<変更事項がある場合は下記も提出>

氏名、本籍等の変更は「修了証記載事項変更届」と、
<氏名変更の場合>戸籍抄本(写し可、変更前後の氏名記載)
<本籍変更の場合>現在の本籍地が記載された書類(住民票等、写し可)
住所変更の場合は修了証再発行の必要はありませんが、「紛失等による再発行の際に、住所も変更したい場合」は、「修了証記載事項変更届」提出

- (3) 紛失によるものでない再交付の場合は、旧修了証を添付すること。

3. 手数料 2,200円（返信書留料を含む）

申込書を郵送される場合は、手数料は現金書留、或いは次の口座に振り込んでください。

銀行名 京都中央信用金庫三条支店
口座番号 普通預金 515060
口座名義 林材業労働災害防止協会

(注) 林材業労災防止協会京都府支部で交付した修了証でないと再交付できません。

また、手数料はお返ししかねますので紛失等を十分確認してから申請してください。